

平成30年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（平成30年12月11日）

◎議事日程（第1日）

開会宣告

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告（町長・教育長）
日程第 5	同意第 4号	新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 6	報告第 17号	例月出納検査等の結果報告について
日程第 7	認定第 1号	平成29年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 2号	平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 3号	平成29年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10	認定第 4号	平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 5号	平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 12	認定第 6号	平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第 13	認定第 7号	平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14	議案第 38号	新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 39号	新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 47号	損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第 1 7	議案第 4 8 号	新冠町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 4 0 号	平成 3 0 年度新冠町一般会計補正予算
日程第 1 9	議案第 4 1 号	平成 3 0 年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
日程第 2 0	議案第 4 2 号	平成 3 0 年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
日程第 2 1	議案第 4 3 号	平成 3 0 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
日程第 2 2	議案第 4 4 号	平成 3 0 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第 2 3	議案第 4 5 号	平成 3 0 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
日程第 2 4	議案第 4 6 号	平成 3 0 年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番 須崎 栄子 君	2番 椎名 徳次 君
3番 武藤 勝圀 君	4番 長浜 謙太郎 君
5番 荒木 正光 君	6番 氏家 良美 君
7番 武田 修一 君	8番 堤 俊昭 君
9番 秋山 三津男 君	10番 竹中 進一 君
11番 但野 裕之 君	12番 芳住 革二 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
総務課 長	坂本 隆二 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム 所長	山谷 貴 君
牧野 所 長	堤 秀文 君
総務課 総括主幹	佐々木 京 君
企画課 総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課 総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課 総括主幹	新宮 信幸 君
税務課 総括主幹	今村 力 君
産業課 総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課 総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課 総括主幹	磯野 貴弘 君
特別養護老人ホーム 総括主幹	坂元 一馬 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課 総括主幹	小久保 卓 君
社会教育課 総括主幹	谷 藤 聡 君

社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長
代表 監 査 委 員

伊 藤 美 幸 君
本 間 浩 之 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 係 長

佐 渡 健 能 君
浜 口 雅 史 君

(開会 10時00分)

○議長（芳住革二君） 皆さんおはようございます。

◎開会宣告

○議長（芳住革二君） ただいまから、平成30年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（芳住革二君） ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（芳住革二君） 議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（芳住革二君） 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 長浜 謙太郎 議員、5番 荒木 正光 議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（芳住革二君） 会期の決定 を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月17日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの7日間とすることに決定いたしました。お諮りいたします。議案等調査のため、12月12日、13日及び12月15日、16日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。よって、12月12日、13日及び12月15日、16日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（芳住革二君） 日程第3 諸般の報告 を行います。町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。次に、第3回定例会において可決された意見書は関係機関へ提出しており、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明員の報告については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（芳住革二君） 日程第4 行政報告 を行います。議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、平成30年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。議長から発言の許可をいただきましたので、平成30年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従いご報告申し上げます。

はじめに、平成27年1月から運休が続いておりますJR日高線にかかる取組等についてご報告申し上げます。本年7月30日、地域の交通モードの調査・検討を進めていたJR日高線沿線地域の公共交通に関する調査・検討協議会の最終協議におきまして、実現可能な交通モードについて、JR日高線全線復旧、鷓川・日高門別間の鉄道プラスバス及び全線バスの3案に絞込み、最終的な方向につきましては町長会議で検討を進めることとしてございまして、以来、会議は8月1回、9月1回、10月2回、11月3回の計7回に及んでいるところでございます。会議はJR北海道をはじめ、北海道担当部局などの関係機関を交え、また管内町長に限った中で全線復旧の模索、海岸護岸対策、JR北海道から提案のございましたバス転換に係る支援策の具体的な内容、鷓川・日高門別間の復旧や地域における交通体系の在り方などについて、精力的に議論を交わしてきたところでございます。会議におきまして、JR北海道幹部に対し地域の公共交通機関を担う鉄道事業者としての姿勢を強く質してきたところでございますが、鷓川・様似間につきましてスタンスを崩すことなく、日高線の復旧や運行可能区間におけるJR北海道の一切の歩み寄りが見られませんか、国への支援要請も行わないとの見解を示してございます。また、海岸護岸の恒久復旧や予防護岸については、現状のJR北海道の財務状況では不可能としているところで、鉄道海岸という法的な問題から恒久対策を行なうための国からの支援も見通せない状況でございます。一方、北海道が本年3月に策定した北海道交通政策総合指針におきましては、鷓川・様似間は他の交通機関を視野に検討・協議を進めると示唆しており、鉄路復旧が記されてございませんし、国土交通省が本年7月27日に公表したJR北海道の経営改善に向けた取組み及び関係者による支援・協力におきましては、鷓川・様似間は事業範囲の見直し線区で支援対象とはなってございません。併せて、同日付でJR北海道に対して、経営改善に向けた取組みを着実に進めるよう監督命令が発出されているところでもございまして、この地域に対し非常に厳しい選択を突きつけられているように感じざるを得ません。日高線は、他の線区と違い不通になって早4年近く経つ事実、JRからの日高線存続にかかる管内への年13.4億円の負担要請には財政上応えられないとしてございまして、こういった日高線を取巻く厳しい状況下もあり、これ以上全線復旧について協議を重ねても進展が見られることはないとのことから、JR日高線鷓川・様似間の全線復旧は諦めざるを得ないと、町長会議におきまして苦渋の判断をしたところでございます。JR日高線が被災により不通となって以来、オール日高として早期に復旧がなされるよう

幾多の協議会、町長会議を重ねてきたとともに、国、北海道、JRなどへの要請活動を関係機関とも連携を図りながら取組みを進めてきたところでございますが、今般、地域住民の切なる願いでございます全線復旧という旗を降ろさざるを得なくなり、忸怩たる思いがございます。今後、日高地域に一部でも鉄路ということで、被災の少ない鶴川から日高門別間の鉄路復旧がございまして、国から財政支援を受けられない線区でございますし、日高門別までの復旧費はJRが負担して行われますが初期設備費の全額、年間維持経費に対し多くの財政負担を求められておりますことから、町長会議で協議・検討を進めてまいりまして、最終的な交通モードの結論につきましては、JR日高線沿線自治体協議会において決定する運びとしてございます。なお、護岸対策につきましては、去る11月9日、新ひだか町で開催された管内7町長と高橋知事との意見交換において、知事の方から責任を持って対応していきたいとの言葉をいただいておりますことから、抜本的対策に向かうものと思っております。11月20日、21日の両日には道が主体となって海岸保全の観点から被災護岸の現地調査が行われており、恒久的な対策が行われていないこともあり、被害が拡大されているとの説明を受けてございまして、今後とも道との情報交換に努めてまいる所在でございます。

次に、平成30年度一次産業の概要につきまして、新冠町農協及びひだか漁協取扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、お手元にお配りいたしました資料をご覧くださいと存じます。はじめに農産部門でございますが、本年2月5日から6日にかけて断続的に降り続いた大雪は記録的な降雪量となり、施設園芸用ビニールハウスを中心に甚大な被害をもたらしました。復旧にあたり、生産者のご努力はもちろんのことではございますが、国等からの手厚い財政支援のほか、新冠町農協をはじめとする農業団体や関係機関、新冠建設協会、町内外の有志の皆さまによる献身的なボランティア活動により、復旧作業も順調に進み、基幹作物であるピーマンの作付面積は前年の95%を確保し、本年度の収穫を終えることができました。ご支援をいただきました皆さまに対しまして改めて感謝を申し上げたいと存じます。さて、水稻につきましては、6月中旬から7月中旬の気候が低温・日照不足で推移したことが育成に悪影響を及ぼし、日高地方の作況指数は94で作柄は不良という結果でございました。本年産の農協取扱い数量でございますが、比較対象となる29年度は出荷された玄米の調整作業が遅れ、11月30日現在では調整を終えていない玄米がございましたので、これを比較するため販売数量から販売単価までの下段、カッコ内に調整作業完了後の最終実績を記載いたしました。この数値と本年産を比較いたしますと、作付面積は微増となりましたが、やはり作柄が悪かったために、販売数量で87トンの減、販売金額におきましても前年を1400万円程下回る1億918万円となりました。なお、製品につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、全量が一等米でございます。次に、そ菜でございますが、全体の販売金額は前年を1億4300万円ほど上回る9億7175万4000円でございます。このうち約9割を占めるピーマンにつきましては、作物転換により作付農家1戸が減少したほか、大雪災害による規模

の縮小や定植時期の遅れ、天候不順などの影響から作付面積・反収とも減少し、販売数量は前年を291トン下回る1733トンでございましたが、販売単価におきましては、全国的な野菜の品薄感に加え、新冠産ピーマンの品質の良さや農協・生産者による積極的な販売促進により、これまでの最高となるkgあたり501.1円となり、販売金額は前年の販売記録を大きく更新する8億6854万9000円でございました。次に、畜産部門でございますが、まず軽種馬につきましては、町内生産馬が中央競馬、地方競馬の重賞レース等におきまして活躍を見せておりますが、町内生産馬の北海道市場への上場頭数は417頭でございまして、このうち284頭が売却されました。高額で取引されるトレーニングセール及びセレクションセールでの売却頭数が少なかったため、売却額は15億3954万円となり、前年を下回る結果となりましたが、売却率では引き続き好調な成績を保っております。景気の影響もございまして、軽種馬生産者のご努力や関係機関、団体による振興策が着実に実を結んでいるものと存じます。酪農につきましては、胆振東部地震による停電の影響から、生乳の廃棄や乳房炎が発症するなど震災後の乳量は減少いたしました。現在は回復傾向にあります。また、大規模生産法人を中心に搾乳牛の増頭や一頭あたり乳量の改善が図られたため、全体の生産乳量は前年を497トン上回る9977トンとなりました。乳代総額では、乳価の引き上げもございましたので前年を5800万円ほど上回る9億1661万3000円となっております。肉用牛でございまして、黒毛和牛の素牛販売につきましては、農家戸数の減少を含め全体的に出荷頭数が減少し、売却頭数は前年を44頭下回る865頭となり、加えて平均単価につきましても下降傾向にある市場の情勢から、売却額は前年を5400万円ほど下回る6億6909万円となりました。なお、減少した3戸につきましては、高齢等による離農が1戸、複合経営から野菜専業へ切り替えを行ったのが1戸、肉牛経営は継続中でございますが本年度の素牛出荷が無かった農家が1戸となっております。肥育販売につきましては、前年より14頭多い売却頭数となったことなどから、売却額は前年を2200万円ほど上回る1億7527万6000円でございました。また、交雑種の素牛販売につきましては、売却頭数が前年から9頭減少となったため、売却額は前年を400万円ほど下回る269万円。肥育販売につきましては、売却頭数が微増となりましたが、売却単価が減額となったため売却額は前年並みの341万4000円となりました。交雑種の生産は、初産の乳用牛に体の小さな肉用牛の種を人工授精し、生産事故を低減させることが主な目的となりますが、近年は黒毛和牛の受精卵を移植する傾向が強く、減少傾向にあります。次に水産部門でございまして、本年4月から11月までの漁獲状況につきましては、主要魚種であります秋サケやタコは前年並みの漁獲量を確保することが出来ました。いずれも平年を下回る状況が続いております。また、漁獲金額につきましては、秋サケのキログラムあたり単価が前年実績を下回ったことが影響し、漁獲金額の合計では前年を8700万円ほど下回る2億9463万1000円となっております。秋サケにつきましては、9月の定置網漁の開始から低調な水揚げが続き、不漁であった前年を大幅に下回る漁獲量で推移してございましたが、漁期後

半に入り水揚げが回復し、前年並みにまで漁獲量が追いついた状況でございます。ただし、単価につきましては近年の価格帯では高い水準となりましたが、突出して高値であった前年に及ばなかったため、漁獲金額は前年比マイナス33.4%の1億9273万8000円に止まりました。秋サケは回遊性であるため、温暖化などによる海水温度の高低差が回遊ルートを左右し、漁獲量へ影響を及ぼすものと考えられておりますが、前年度と本年度の特徴として、主力となる4年魚・5年魚の水揚げが極端に少ないという現象に着目した北海道区水産研究所の考察によりますと、サケが自らの成長のためオホーツク海やベーリング海に渡る前の段階、稚魚として日本の沿岸部で過ごす期間において、海水温度の変化に馴染めず、生存率が低くなったのではないかと推察されております。また、タコにつきましては、春先から前年並みの水揚げで推移し、漁獲量は74トンで前年を3トンほど下回りましたが、単価が前年よりも高値で推移したことから漁獲金額は前年を1300万円ほど上回る5770万8000円でございます。漁獲量は前年から2年連続で低調な成績となってしまいましたが、タコは育てる漁業の主要な魚種でございますので、安定した漁獲量を目指し、今後とも生産基盤の整備に努めてまいりたいと存じます。以上が本年11月末現在の一次産業の概要でございます。

次に、国保診療所の入院病床及び休日夜間における救急外来患者の受入れ同時再開後4ヵ月間が過ぎましたので、現在の運営状況につきましてご報告させていただきます。入院病床につきましては、8月1日から11月30日までの間、新規入院患者延数53人、退院患者延数41人となっており、1日平均入院患者数は9.2名でございます。なお、休日夜間における救急外来患者の受入れにつきましては、平日時間外の急患対応患者は延28名、休日は延49名、合計延77名となっております。次に、外来患者数でございますが、概ね昨年度と同様な患者数で推移しておりますが、患者数の増加に向けた対策を引き続き検討、実践するとともに、外来収益の増加傾向を維持する努力を続けてまいります。一方、町立診療所の役割の一つとして、町民の皆様の健康づくりに今後さらに関わりを強めることが必要と考えており、病気になる前の予防医療に力を入れたいと考えております。増加傾向にある健康診断受入者数をさらに増やす取組みや医師又は医療従事者による創意工夫を凝らした講演会を準備が整い次第、順次行うことも考えており、町民の皆様に健康への意識や関心を持っていただく機会も増やしてまいります。医療を取り巻く環境は、依然として大変厳しい状況でありますので、気を緩めることなく診療所のさまざまな状況変化や諸問題の解決にできる限りスピード感をもって対応してまいります。町民の皆様、地域の皆様に信頼される医療機関として発展できますよう、さらなる取組みを進めていくこととお約束し、現在の国保診療所の運営状況についてご報告させていただきます。

次に、福祉灯油支給事業の実施について申し上げます。福祉灯油支給事業は、灯油価格の高騰や高止まりにより日常生活への影響が極めて大きい高齢者世帯や障がい者世帯・ひとり親世帯で低所得者の方を対象とした単年度限りの暖房用灯油購入支援対策であり、直近では灯油価格の高止まり傾向が続いた平成24年度から平成26年度まで実施した経過

がございます。本事業実施の判断基準といたしましては、灯油価格が高騰し、町内灯油取扱業者における販売価格が100円を超えた場合を目安として実施を検討することとしております。本年におきましても灯油価格の動向を注視してまいりましたが、値上がり傾向が続く、基準としております本町における11月1日現在の灯油価格は1リットルあたり消費税込みで平均102円程度と、昨年同時期と比べて20円ほど値上りしている状況です。今後の動向につきましては、現在若干の値下がりはあるものの、高値水準が続くと予想されていることから、影響を特に大きく受ける方々への支援が必要と判断いたしまして、あったか灯油券として支給させていただきたいと考えております。対象となる方は、これまで同様に65歳以上の高齢者世帯、障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯及びひとり親世帯の方々、その他これらに準ずる世帯として65歳以上の高齢者と18歳以下のみで構成される世帯の方で、本年度の町民税非課税世帯に該当する方々とし、灯油券1万円分を支給させていただくことで、明年1月中旬から受付を開始する予定としております。なお、この事業に関する事業費につきまして、本定例会に補正予算案を提出しておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、浦河赤十字病院精神科病棟の廃止についてご報告申し上げます。浦河赤十字病院の精神科における診療体制につきましては、平成26年10月から病棟を休床し、外来診療についても出張医師の継続確保が困難となったことから、本年9月1日から休診として現在に至っているところでございます。この度、浦河赤十字病院から4年余りの期間を休床としている精神科病棟につきまして、これまで病棟の再開に向け常勤医師等の確保に努めていたが、依然医師確保の目途が立たず病棟再開が極めて困難な状況にあることから、今年度末をもって精神科病棟を廃止したいといった協議が日高町村会7町へあったところでございます。また、浦河赤十字病院の経営状況につきましては、公立病院と同様に不採算部門を多く抱えていることや医師不足と国の医療費抑制策により経営赤字が続く、借入金残高が膨らむなど厳しい経営状況にありますことから、精神科病棟50床の廃止により、一般病床の一部を収益の高い病床へ転換することが可能となり、収益改善の一つとして貢献することが期待できますことと、廃止した精神病棟につきましても福祉施設等への有効な転用について検討を進めていきたいということでもございました。以上、浦河赤十字病院から説明があった内容についてご報告させていただきましたが、町といたしましてもこれまで地域の精神科医療の体制の維持に向け、日高町村会7町と連携しながら対応していたところでございますが、浦河赤十字病院としましても厳しい財政状況に加え、医師や看護師確保などの難題がある中で検討を重ねた結果でございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、平成28年10月20日第2回臨時会において行政報告をいたしました、高江地区八木排水樋管の訴訟案件について、その後の経過及び和解につきましてご報告申し上げます。平成28年8月22日から23日にかけての台風9号による被害発生時に、町の樋管管理が原因で放牧地が冠水し、被害を受けたとのことから、被災農家からおこされた損

害賠償請求事件について、平成29年3月23日の第1回口頭弁論以後、15回にわたり口頭弁論及び進行協議期日を重ねてまいりましたが、平成30年11月30日の進行協議期日において、原告より和解に応じることが確認できましたことから、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、今定例会に議案として提出するものであります。被災農家に対しましては、災害発生時から長きにわたりご迷惑をお掛けしたことに心より深くお詫びを申し上げますとともに、今後の手続きについても迅速に取り進め、誠実に対応してまいりたいと考えているところでございます。今後、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、人事案件1件、一般議案4件、平成30年度各会計補正予算7件を提案することにいたしております。それぞれ、提案する際には具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案通りご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 町長の行政報告が終わりました。次に、教育長から行政報告を行います。山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第3回定例会以降の教育行政に関しまして、2点ご報告させていただきます。はじめに、平成31年度の学級編制についてであります。学級編制は、児童・生徒を一定の基準に従って、それぞれの学級に分割、そして組織することを言ひまして、現在の学校教育法の基準におきましては1学級あたり40人と定められておりますけれども、北海道におきましては道教育が実施いたします少人数学級実践研究事業に基づきまして、特例として小学校1、2年生及び中学1年生につきましては、1学級35人の基準が設けられておりまして、毎年度5回にわたりまして児童・生徒数の報告を行い、これに基づき各学校における学級編制や教職員の人数が決定されております。次年度の学級編制を判断するために、児童生徒数に関し、先般10月1日付けで報告を行ったところでございますけれども、この間の転居等に伴う児童生徒数の減少に伴い、次年度の学級編制数が減少することが予測されますので、その概要と対応方針についてご報告申し上げます。はじめに、次年度の各小中学校の児童生徒数についてでございますが、まず、新冠小学校は児童数231名で、本年度より16名の減となる見込みであります。朝日小学校につきましては、児童数37名で、本年度から9名が減少する見込みでございます。また、新冠中学校につきましては、生徒数151名となりまして本年度と比べ18名増加する見込みとなっております。次に、児童数の変化に伴います学級数への影響について申し上げます。はじめに、朝日小学校についてでございますが、現在の1年生は年度当初普通学級に6名在籍しておりましたけれども、3名が転出いたしまして現在の児童数は3名となっております。加えて次年度の新1年生は、現在のところ6名の入学を予定しておりますが、そのうち1名が特別支援学級への入級を希望しておられまして、これを勘案いたしますと新1年生の普通学級の児童数は5名となりまして、次年度の1、2年生の児童数は8名となります。国の基準によりまして、1年生を含む2

個学年で8名までが複式とされておりますことから、現在の複式4学級がさらに3学級の編制となることが見込まれる状況でございます。次に新冠小学校についてでございます。現在の2年生は、道教委の特例基準の適用によりまして児童数39名ですが2学級を編制できておりましたが、新3年生になる際には、特例対象から除かれ40名学級の基準が適用されますので1学級になる見込みであります。また、現5年生も年度当初41名が在籍しておりましたので2学級を編制できておりましたけれども、転出が重なりまして児童数が38名まで減少しておりまして、次年度は1学級編制となる見込みであります。次に、新冠中学校についてであります。現2年生が年度当初41名であったところ、1名の転出により現在40名となっております。次年度3年生へ進級する際には1学級の編制となる見込みであります。以上のように、朝日小学校においては更に複式化が進み、全体で3学級に。新冠小学校では、基準の変更や児童数の減少によりまして新3年生と新6年生が2学級から1学級に。新冠中学校におきましても、生徒数の減少により新3年生において2学級から1学級の編制となる見込みであります。このような状況から、今後の対応につきまして、11月14日に開催されました総合教育会議におきまして、町長と問題を共有させていただき、対応の基本事項を次のとおり確認させていただいたところでございます。まず、小学校に関しまして、朝日小学校につきましては2名配置している町費教職員につきましては、次年度も引き続き朝日小学校に配置することといたしますが、配置人員は2名を限度とすること。また、次年度の児童数から予測される3学級編制は、町費教職員の配置をもって5学級までの解消を図り、現状から予測される複式化につきましては学校との連携を強化し、児童への影響に配慮した対応を行っていくこと。次に、新冠小学校に関してましては、次年度2学年において、2学級から1学級編制になる見込みでありますことから、40人学級に対応する支援員の配置など学習環境への配慮や将来的な町費教職員の活用計画の検討を行うこと。また、中学校につきましては、新3年生の学級編制における1学級化への対応に関し、進路指導や受験対策など大切な時期であることを考慮し、これらに影響を及ぼさないための方策について早急に検討を進めること。これら4点の方針について確認をさせていただいたところでございます。さらに、本年度に見られる児童生徒数の減少に伴う学級編制上の影響に鑑みまして、義務教育課程のソフト・ハード両面における将来構想を策定するため、次年度において小中学校のあり方検討会議を設置し、検討・協議に着手していくことを併せて確認させていただいたところでございます。これまでご報告申し上げた状況は現段階での見込みではございますけれども、各学校の学級編制に係わる重要な問題でありまして、教育委員会といたしましては児童生徒への影響を第一に考慮した対応が必要であると考えております。今後、保護者の皆様への現状説明を行った上で、次年度に向けた準備を進めてまいりたいと存じますのでご理解をお願い申し上げます。

次に、給食費無償化による各学校の状況についてご報告申し上げます。本年4月から給食費無償化の取組みをスタートさせておりますけれども、当町の給食事業はこれまで食材

費の保護者負担による私会計として各学校において運営してまいったものでありますけれども、本年度から公会計化とした上で保護者負担を無償化とし、教育委員会が一括して管理運営することといたしました。このことは、町立小中学校を設置する町の責任として、各給食会計の収支状況の影響を受けることなく、児童生徒に均衡性ある給食提供を目的としたもので、併せて子育て世帯の負担軽減や教職員の業務軽減も図ることを狙いとしたものでございます。本事業実施から約半年経過した中で、公会計化による無償化事業に関し、まずは給食の内容について児童生徒から直接的な感想や意見を聴取し、事業改善につなげることを目的にアンケート調査を実施したところでございます。アンケートは、小学校6年生及び中学校3年生と教職員も対象に加え、給食の、味、品数、量、前年との比較の4項目と、給食に関する自由記述の内容とし実施したところでございます。アンケート結果から見られる傾向は、総体的に品数や量については改善が見られ満足の内容であるとの回答が多く、味については総体で6割の回答者がおいしいと回答していただいております。一定の成果が伺える内容であると考えております。一方で、改善が感じられないや、量が多すぎるなどの回答もございまして、今後検討や工夫を要する課題も把握することができております。給食の味や献立は、栄養のバランス等も考え、野菜を多くしたり、薄味にしたり、必ずしも子どもの好みに合わせるが良いものではないという考えもございしますが、このアンケートの結果は給食担当者会議などで改善点の検討に活かしてまいるとともに、毎年実施してまいりたいと考えております。また、各学校で運営しておりました給食の私会計業務につきまして、11月8日に各学校長、PTA会長との懇談を持ちまして、会計に残る未収金の取り扱いについても協議をもちました。未収金の処理に係わっては、教育委員会も協力しながら取り進めていくことにしておりますが、私会計はある一定期間を目途として閉鎖をしていくことが望ましいとのご意見も頂戴いたしましたことから、今後継続して学校、PTAにおいて協議を加えていただくようお願いしたところでございます。最後に、給食アンケートの中に、児童生徒からの感謝の言葉が多く見受けられるとともに、先般実施いたしました中学生と町長との町政懇談会におきましても、無償化した目的や財源、予算などの質問も寄せられ、その関心の高さから改めて責任ある給食提供の必要性を感じ取ったところでございます。今後も定期的に給食事業の検証・評価を行うとともに、学校、調理委託業者との連携を強化しながら、子ども達の成長の根幹となる給食事業の充実に意を用いてまいりたいと存じます。以上を持ちまして教育行政報告とさせていただきます。

○議長（芳住革二君） 教育長の行政報告が終わりました。暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

（10時48分）

（11時00分）

○議長（芳住革二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 5 同意第 4 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（芳住革二君） 日程第 5 同意第 4 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 同意第 4 号 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。佐藤剛さんは、平成 30 年 12 月 23 日付けをもちまして任期満了となりますが、引き続き固定資産評価審査委員会委員に専任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めようとするものでございます。佐藤さんは、酪農経営を行う傍ら誠実な人柄から自治会役員を務められたほか、現在は新冠町生活環境保全推進委員をはじめ、新冠町民生委員、新冠町地域公共交通活性化協議会委員を務められており、人望も厚く何事にも公平公正な判断ができる方であることから、固定資産評価審査委員会委員として適任と判断いたしまして、再任の同意を求めようとするものでございます。以上が、同意第 4 号の提案理由でございます。提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これより、同意第 4 号についての採決を行います。お諮りいたします。同意第 4 号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、同意第 4 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第 6 報告第 17 号 例月出納検査等の結果報告について

○議長（芳住革二君） 日程第 6 報告第 17 号 例月出納検査等の結果報告について を議題といたします。監査委員より、例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第 7 認定第 1 号 平成 29 年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 平成 29 年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 平成 29 年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 平成 29 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第 1 1 認定第 5 号 平成 2 9 年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 1 2 認定第 6 号 平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第 1 3 認定第 7 号 平成 2 9 年新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（芳住革二君） 日程第 7 認定第 1 号 平成 2 9 年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第 8 認定第 2 号 平成 2 9 年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 9 認定第 3 号 平成 2 9 年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 1 0 認定第 4 号 平成 2 9 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について 日程第 1 1 認定第 5 号 平成 2 9 年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 1 2 認定第 6 号 平成 2 9 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について 日程第 1 3 認定第 7 号 平成 2 9 年新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について 以上 7 件を一括議題といたします。ただいま、議第となりました各会計決算認定は、9 月 1 1 日招集の第 3 回定例会において、平成 2 9 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配付のとおり議長に報告書が提出されております。審査結果について、平成 2 9 年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。氏家良美委員長。

○委員長（氏家良美君） 平成 3 0 年第 3 回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は、お手元に配布した印刷物のとおりでありますので報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。本委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。

本町の平成 2 9 年度の一般会計決算における経常収支比率は 8 6 . 6 % で前年度対比 4 . 1 % 増となっており、これは普通交付税の減額と燃油価格上昇に伴う燃料費の増額や臨時職員増員に伴う賃金等が増額となったことが主な要因である。厳しさが増す地方の財政運営の中であって、町財政は自主財源の柱である町税が平成 2 8 年度と比べ 3 0 3 5 万 7 0 0 0 円増加しているが、自主財源の総額が前年度比 2 億 4 1 7 6 万 2 0 0 0 円減少し、継続的な財政運営を行う上では自主財源の一層の確保を図ることが今後も必要である。自主財源の根幹である町税全体の収納率は前年度比 0 . 9 % 上昇し、納税に向けた取組みが効果を生んでいるが滞納額は依然多額となっており、税収確保はもとより適正・公平な税負担を求めることは極めて重要であり、なお一層の自主納税促進と滞納の実態に即した適切かつ効果的な徴収対策を講じ、収入未済額の解消に向けた更なる取組強化を進め自主財源の確保を図ること。あわせて、国民健康保険税等も同様に収入未済額の解消と新たな収入未済の発生防止に向け一層努力すること。以上で、報告を終わります。

○議長（芳住革二君） 委員長の報告が終わりました。これより、委員長報告に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。次に、認定第1号 平成29年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第2号 平成29年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第3号 平成29年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第4号 平成29年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第5号 平成29年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第6号 平成29年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。次に、認定第7号 平成29年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第14 議案第38号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第14 議案第38号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明

を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第38号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。お手元に配付しております議案第38号資料で説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。人事院は、平成30年8月10日に今年度の給与改訂について、月例給平均0.16%、特別給を0.05月分引き上げる等の勧告を行ったことを受け、平成30年11月30日に国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されております。今回の給与勧告は、民間給与との格差の程度を踏まえ、月例給を引き上げ、さらに特別給についても民間事業所特別給の支給状況に対応し、年間4.45月分へ引き上げる勧告が行われております。また、宿日直手当についても支給限度額を引き上げる勧告がなされております。それでは、はじめに月例給等の改訂についてであります。月例給の改訂は平成30年4月1日から遡及適用されます。改訂内容は、民間給与が国家公務員を655円、率にして0.16%上回っていることから、初任給を1500円引き上げ若年層の月例給を平均1000円、その他の職員は400円の引き上げを基本に平均0.2%の俸給表の改訂を行うものとなっております。次に、特別給の改訂であります。手当の支給基準であります平成30年12月1日から適用することとしております。改訂内容といいたしましては、民間の支給率が国家公務員の支給率を0.06月上回ったことから、現行の4.40月分を4.45月分に引き上げるもので、引き上げ内容は勤務実績に応じた給与の推進のため、勤勉手当に0.05月分を配分する内容となっております。一般職につきましては、6月分手当は既に支給済でありますので、12月分の勤勉手当、現行0.90月分に0.05月分を加え0.95月分にしようとするもので、平成31年度におきましては6月、12月の勤勉手当に0.025月分を加え0.925月分にするものであります。また、期末手当の支給につきましても、平成31年度からは支給割合が平準化され、6月、12月ともに1.30月分となります。なお、再任用職員にあたりましては、一般職員に準じ、現行の2.30月分を2.35月分に引き上げるものであります。次に、裏面になりますけれども、宿日直手当の改訂であります。宿日直手当の改訂は、平成30年4月1日から遡及適用されます。改正内容は、宿日直勤務1回に係る支給額の限度について、通常の宿日直勤務について、現行国家公務員、新冠町ともに4200円のところ4400円に、医師の宿日直勤務は、現行国会公務員2万円、新冠町1万5000円のところ2万1000円に改訂される勧告がなされましたことから、人事院勧告通りに通常の宿日直勤務に係る手当を4400円に、医師の宿日直勤務に係る手当を2万1000円にそれぞれ改訂を行うものであります。以上が、議案第38号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議の上、提案通り決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第38号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 7番武田です。若年層の月例給を1000円上げる、またその他については400円の引き上げということであります。若年層について、何歳というふうなことでの説明をお願いいたします。

○議長（芳住革二君） はい、武田議員。

○7番（武田修一君） 概ね30代かなというふうなことだと思いますけれども。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 手当の支給などでよく平均年齢、平均支給額という話を報道でしますけれども、今おっしゃられている若年層の定義というのは、給料表の中では特に何歳というものは設けてございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第38号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第39号 新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第15 議案第39号 新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長（坂本隆二君） 議案第39号 新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。お手元に配付の議案第39号資料で説明させていただきますので、ご覧いただきたいと思います。人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、平成30年3月30日付けで人事院規則の一部を改正し、国家公務員の特殊勤務手当のうち、夜間看護等業務手当の額の改訂を行っております。改訂内容につきましては、深夜における看護業務に係る勤務時間ごとの手当額を増額するもので、この人事院規則の改正によりまして新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例における夜間看護手当の額を人事院規則で定める手当額の通り改正しようとするものであります。夜間看護手当の改正内容であります。表にありますように勤務区分ごとに支給される夜間看護手当額をそれぞれ増額するもので、勤務時間が深夜の全部の場合、現行6800円を500円増額し7300円に、深夜の一部を含む勤務の場合において、深夜における勤務時間が4時間以上の場合、現行3300円を250円増額し3550円に、深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合、現行2900円を200円増額し3100円に、深夜における勤務時間が2時間未満の場合、現行2000円を150円増額し2150円にそれぞれ改正するもので、いずれも平成30年4月1日より遡及適用する

ものであります。なお、深夜における勤務時間とは、午後10時から午前5時までとしているものであります。以上が、議案第39号 新冠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り、提案通り決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第39号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり）ないので、討論を終結いたします。これより、議案第39号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第47号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（芳住革二君） 日程第16 議案第47号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議案第47号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。札幌地方裁判所浦河支部1係平成30年（ノ）第7号損害賠償請求事件について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記の通り損賠賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。本件に関しましては、事件概要にありますように平成28年8月23日、台風9号の豪雨により新冠川の水位が上昇し、八木排水樋管が半開であったことにより汚濁水が農地に逆流し、農地の冠水被害及び預託予定であった馬が入厩できず、預託料に損害を与えたことに対し損害賠償請求に関する訴訟が起こされたものでございます。平成29年3月23日の第1回口頭弁論以来、15回にわたり審理を重ねてまいりましたが、本年11月30日浦河支部の和解案に対しまして原告及び新冠町ともに異議がない旨確認されたことから、損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めようとするものでございます。和解及び損害賠償の相手方、新冠町のA法人。和解の内容についてですが、本事故の原因は新冠町が管理する排水樋管の管理不備によるため、新冠町の過失を100%とする。新冠町はA法人に対し、損害の解決金として1050万円を賠償するものとする。A法人は、その余の請求を放棄する。新冠町とA法人の間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。これに係る訴訟費用及び調停費用は各自の負担とするという内容でございます。事故発生以来2年数カ月を経過し、その間被害者の方には大変ご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして、心より深くお詫びを申し上げますとともに、今後同じ轍を踏まぬよう事故の再発防止に努めてまいりたいと思っております。以上が、議案第47号 損害賠償の和解及び損害賠償の額を定めることについての

提案理由でございます。ご審議賜り、提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第47号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。ありませんか。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。今説明があった通りですね、今回の損害賠償の和解及び損害賠償の額についてはですね、裁判所の和解案に基づくものであり理解をいたします。そこで、本河川につきましてはですね、道河川でございます。それで、道と町が管理委託契約を締結して町が管理しているということから、これは町の過失100%だというふうになったものと解釈するところでございますけれども、道の過失は一切なかったのかどうか。また、道は本件に関しましてどの程度関与されたのかお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えします。今回の事件に際しましては現在和解ということになりましたが、事件以後北海道とは数回にわたり協議をして、先般もこのことにつきまして報告を兼ねながら再度その辺も確認してきたところでございます。今回の事案につきましては、北海道との協議の中で町の操作ミスということがまず前提にありまして、そのことにつきましては、今回の事案に限りましては北海道の過失はゼロという形で、町の過失100ということを確認しておるところでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 了解しました。それで、損害の解決金1050万ですけども、これは全額町費負担なのか、それとも保険金等で支払われるのかまず1点。それから、(オ)で訴訟費及び調停費用は各自の負担とするというふうになってございますけれども、それどれいくらくらいなのか。また、併せてですね、弁護士の費用、それから裁判費用、これもわかればお答えいただきたい。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 今回の費用に関して申し上げますと3つございます。1つは損害賠償額の1050万円です。それと、先程(オ)の中に入っておりました訴訟費用及び調停費用は各自負担と入ってますけれども、これは裁判所に支払うお金になってございます。その他に、弁護士に払う弁護士費用と。この3つがございまして、訴訟費用については約90万円程度とお伺いしておりますけれども、弁護士費用については実は確認が取れてございません。いずれの費用につきましても、全国町村総合賠償保障保険という各自自治体が加入している保険がございますけれども、その保険会社の方から直接それぞれの先程申しました賠償額、あるいは裁判所、弁護士の方にそれぞれ直接支払われるということになっております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、武田議員。

○7番（武田修一君） もう一度確認させていただきたいんですけども、この事件は町と町内業者との確認はできていたけれども、道とのそういう連携、コミュニケーションが

不十分であったことによる事件だったと思います。そして、その確認、今後とも間違いなくその場所については、一切閉開を行わないということの確認を改めて道としっかりとできているかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい、お答えします。今回の事件後、速やかにゲートの施錠をしております。今日まで2年余り大雨の度に、町もその都度確認してきております。先般道との協議の中でも、今の施錠している状況を双方確認しておるところでございますので、今後ともそのような管理方法で進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。（なしの声あり） ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第47号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第48号 新冠町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（芳住革二君） 日程第17 議案第48号 新冠町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。提案理由の説明を求めます。中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議案第48号 新冠町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。平成28年8月23日、台風9号の豪雨により新冠川の水位が上昇し、高江八木排水樋管から汚濁水が逆流、農地及び預託事業に損害を与えたことについて、この度和解が成立するものでございますが、樋管を管理しております新冠町が管理瑕疵があったことを全面的に認めた上での和解でありますことから、賠償とは別に行政としての責任を取る必要があると判断いたしまして、行政のトップであります町長が20%、事務方のトップであります副町長が10%、それぞれ31年1月1カ月分減給処分いたしたく提案するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成31年1月1日から適用するものでございます。以上が、議案第48号 新冠町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由でございます。ご審議賜り、提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。これより、議案第48号に対する質疑を行います。発言を許可いたします。はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 5番荒木です。今副町長から提案説明があった通り、これは先に審議をいたしました議案第47号に伴う事案に対して町長、副町長自ら責任を取って給与の減額を科するという提案でございます。しかしですね、本事案発生当時町長は議会議員

副議長という立場、それから副町長は総務課長という立場であったと思います。事案にもよると思いますが、職員の不祥事に対するですね、引責や管理監督者という立場で不祥事を起こした職員の上司や、それから関係職員を処分することで足りることと思いますけども、なぜ今回事件発生当時管理監督責任がない副町長含め町長自らですね、処分を科さなければならないのか、それが1点。それと、今回の事案で関係職員は処分をされたのかどうか。処分をされたのであれば、支障がなければ処分内容をお聞かせをいただきたい。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 先程申し上げてますように今回の和解につきましては、町が100%瑕疵を認めた上での和解ですので、行政としてその当時やるべきことをやっていれば防げた事故であったにも関わらず、それを怠ったことによる今回の事件であったということに対しまして、やはり行政としての責任を痛感しているものでございます。そういう意味で、継続される行政運営の中です、今回和解が成立するというところでございますので、どの体制であっても現職が責任を取っていくのが継続される行政運営の中での定めであるというふうに私は考えてございます。また、職員の処分に関しましては、本議案が議決されましたら早急に当時の担当職員の処分について、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 理事者の考え方とか責任の度合いにもよると思いますが、今回敢えてですね、関係のなかった時期の事案に対して自ら処分をするということは町長もですね、相当な決意を持って責任を一手に引き受けたのではないかというふうに思慮されるところでございます。その辺のお考えはあったのかどうかお聞きいたします。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 八木樋門にありましては、三度逆流により冠水被害を与えてございます。地権者に多大なご迷惑をおかけしたことに對しまして、まずもって深くお詫びを申し上げたいというふうに存じます。二度目の冠水時には、地権者との約束で常時樋管を閉めておくことにしておりましたが、設置者である北海道に連絡がされておらずに北海道から点検を委託された業者は八木樋門が閉じていたため、この八木樋門を開けたことが冠水の第一の原因でございます。また、仮に北海道へ連絡せずとも台風接近に樋管の状況を確認し、開いていたのであれば閉める措置を取っていただければ冠水は免れたものでございますので、これが第二の原因と考えているところでございます。いずれにいたしましても、今回の冠水は職員の人的ミスによるものでありますので、職員の過ちが町や町民に対し多大な損害を与える結果になりましたこと、またその責任を町政全体で受け止めなければならないことを職員には肝に銘じてほしいと考えておまして、そのために理事者自ら職員の先頭に立ち処分を受けようと考えたものでございます。ご迷惑をおかけしました被災者に対しまして心よりお詫びを申し上げ、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（芳住革二君） はい、荒木議員。

○5番（荒木正光君） 大方の人はずいぶん、自ら責任を取りたくない、それから今後に汚点を残したくないという点からですね、処分をしたくないというのが心情だと思います。今町長の答弁で、町長が責任の所在を行政全体で受け止めてですね、自ら襟を正すという生き様について、本条例提案の趣旨を含め十分理解をさせていただきました。職員も改めてですね、町長の想いを受け止めたことと思います。最後にですね、今回の事件で感じたことについて、ちょっと述べさせていただきます。その時々に対応如何によって次代を担う人間にはね返ってくるという教訓でございます。つまり、その時の対応を適切に処理していればこのような事案は発生していなかったのではないかというふうに思っています。私達はですね、過去の歴史を選択することはできませんが過去の教訓を選択することはできます。鳴海町長には今回の教訓を生かしてですね、未来に向かってまちづくりを進めていただきたいと強く願うものです。また、私が敢えて言うべきものではございませんが、職員は全体の奉仕者として、公僕として、そして身分上、職務上の義務が課せられております。そして、服務規定や基準が厳しくですね、定められていることはここに出席されている職員も含め全職員も認識されていることと思います。さらにですね、不祥事防止のため理事者を折に触れ注意を促していることと思いますが、今後全職員も気を引き締めて職務に精励されることを期待したいと思います。そして今回、先程もありましたけども、このような不祥事をですね、二度と起こすことがないよう町民への信頼回復に努めるべきだというふうに思いますが、最後にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（芳住革二君） はい、鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 先の提案説明や質疑答弁でもお答えしました通り、本件につきましては被害者に多大な損害と長年にわたる苦悩、苦痛を与えたのは事実でございます、行政は必然的に継続性を担っておりますことに、まずもってご理解をいただき、事件発生時の損害賠償請求は前理事者にありましても、本件結審時の理事者は自分であり、職員に対する処分を科すのもまた私にあると認識しておりますことを重ねてご理解いただき、この度の事件を教訓に今後理事者、管理職をはじめ職員一同おごることなく、各職務にこれまで以上誠実に取組み、再発防止に万全を期してまいる所存でございますので、提案通りご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして答弁いたします。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。はい、長浜議員。

○4番（長浜謙太郎君） 4番長浜です。数字の根拠についてお伺いいたします。今回の町長20%、副町長が10%、そして1月という今回の割合と期間ですけれども、何か基準のようなものがあって決められたのでしょうか。

○議長（芳住革二君） はい、中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 特に基準というものはございません。処分に当たっては、これくらいが妥当かなということで決めさせていただいております。

○議長（芳住革二君） ほかにありませんか。（なしの声あり） ないようですので、質疑を

終結いたします。これより、本案に対する討論を行います。反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。(なしの声あり) ないようですので、討論を終結いたします。これより、議案第48号について採決を行います。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。全員挙手であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。昼食のため、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(11時45分)

(12時59分)

○議長(芳住革二君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第18 議案第40号 平成30年度新冠町一般会計補正予算

○議長(芳住革二君) 日程第18 議案第40号 平成30年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。坂本総務課長。

○総務課長(坂本隆二君) 議案第40号 平成30年度新冠町一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。次のページをお開きください。平成30年度新冠町一般会計補正予算 この度は、第3回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1734万9000円を減額し、52億8383万9000円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容であります。人事院勧告に伴う人件費の増、燃油価格高騰に伴う燃料費の増、街路灯LED化促進事業費の減、燃油価格高騰に伴う福祉灯油支援事業費の増、北海道知事北海道議会議員選挙費の増、社会資本整備総合交付金減額に伴う新冠市街地線1号支線道路改良工事費の減、奨学生認定者数減に伴う奨学金貸付金の減、道南バスによる生活路線バス維持費補助金の増などとなっております。なお、人件費のうち共済費の補正につきましては、人事院勧告のほか算定基礎となる標準報酬月額改訂に伴う補正となっております。地方債の補正がありますので、5ページをお開き願います。第2表 地方債の補正 1 変更であります。起債の目的 上から新冠市街地線1号支線道路改良事業は、社会資本整備総合交付金事業により年次計画で実施をしております道路改良に係る公共事業債等で、限度額670万円を変更後380万円減の290万円に変更しようとするもので、国の予算配分の減額によるものであります。地域住宅整備事業は、社会資本整備総合交付金事業により年次計画で実施をしております節婦ふれあいタウン改修事業に係る公営住宅建設事業債で、限度額780万円を変更後30万円減の750万円に変更しようとするもので、入札執行に伴う減額であります。節婦避難階段改修事業は、老朽化に伴う避難階段の改修工事に係る緊急防災減災事業債で、限度額1500万円を変更後110万円減の1390万円に変更しようとするもので、入札執行に伴う減額であります。3事業とも起債の方法、利率、償還の方法につ

きましては補正前と同じであります。それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、13ページをお開き願います。1款 議会費 1項 議会費 1目 議会費 13万4000円の減。2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費 は、事務局職員に係る人事院勧告に伴う人件費の補正。9節 旅費 17万2000円の減は、先進地視察研修に係る参加者2名の減に伴う減額。2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 108万1000円の追加。2節 3節 4節 19節 いずれも人事院勧告に伴う人件費の補正。11節 需要費 85万1000円の追加は、燃料単価高騰に伴う庁舎暖房用A重油代の増額であります。14ページに移ります。5目 企画費 614万3000円の追加。11節 需要費 93万5000円の追加は、燃料単価高騰に伴うコミュニティバスの運行に係る軽油代の増額。19節 負担金補助及び交付金 520万8000円の追加。まちの不動産屋さん運営費補助金13万3000円の追加は、中古住宅の売買を仲介した不動産業者に対する補助金。1段下の、中古住宅流通交付金13万3000円の追加は、まちの不動産屋さんを通して中古住宅を売却した所有者に対する補助金で、1件の申請があったことから不動産仲介手数料と同額の13万3000円をそれぞれ計上するもの。定住移住促進住宅取得奨励金50万円の追加は、中古住宅の取得2件の追加申請があることから増額するもの。LED照明購入補助金88万8000円の追加は、LED照明器具等の導入促進のために補助するもので、当初見込みを上回ることから不足分を増額するもの。中古住宅取得物件リフォーム補助金100万円の追加は、個人が居住用のために取得した中古住宅の改修費の2分の1、50万円を限度に補助するもので、5件の見込みのところ7件の実績見込みにより2件分を追加するもの。生活路線バス維持費補助金255万9000円の追加は、道南バスの日高沿岸線に係る維持費補助金の事業確定に伴う増額。8目 諸費 800万円の減は、街路灯LED化調査業務委託料で、環境省のLED照明導入促進事業によりポール一体型街路灯のLED化を目指しておりましたが、平成29年度からの継続事業以外は補助対象外とされたことにより、当該事業により予定していた調査事業を実施しないこととなったことによる減額。11目 ふるさとづくり基金費 553万5000円の追加は、1法人、4個人からのふるさとづくり指定寄付金175万1000円及び奨学金貸付金の繰上償還等に伴う元金収入378万4000円をふるさとづくり基金に積み立てるもの。15ページに移ります。2項 徴税費 1目 税務総務費 60万1000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費 8万8000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正。16ページに移ります。4項 選挙費 2目 北海道知事道議会議員選挙費 352万7000円の追加は、来年4月7日に執行が予定されております知事道議選挙に係る今年度分の経費を計上するもので、同額を北海道委託金として歳入で計上しております。なお、知事選の告示日は3月21日、道議選は3月29日となります。17ページに移ります。5項 統計調査費 1目 指定統計調査費 13万6000円の減は、今年度実施の工業統計調査ほか6件の指定統計調査に係る交付金の確定に伴う事業費の調整であります。18ページに移ります。3款 民生費 1項 社会福祉費 1

目 社会福祉総務費 624万9000円の追加。2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費は人事院勧告に伴う人件費の補正。11節 需要費 3万6000円の減は、戦没者追悼式の事業完了に伴う執行残。12節 役務費 9万4000円の追加は、福祉灯油支給事業に係る郵便料及び新聞折り込み料の増額。13節 委託料 87万1000円の追加。福祉ハイヤー委託料の追加は、透析患者に係る利用回数の上限を撤廃したことによる利用回数の増加に伴う委託料の増。障害者福祉システム一部改修委託料は、障がい者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障がい者福祉システムの改修が必要となるもので、事業費の2分の1が国庫補助金として交付されるものであります。19節 負担金補助及び交付金 155万5000円の減は、社会福祉協議会内部の人事配置換えにより、係長職を 4目 地域包括支援センター費 で計上しております生活支援コーディネーターに位置付け、コーディネーターとして採用予定だった者を社協事務職員としたことによる人件費の差額及び人事院勧告による調整のほか、胆振東部地震により中止となったほくと園ふれあいフェスタに係る事業費の減となっております。20節 扶助費 1033万円の追加。更正医療給付費663万円の追加は、2名の透析患者が新規支給決定となったことによる不足分の追加。福祉灯油支給費370万円の追加は、灯油価格の高騰に対する特別な対策として、低所得の高齢者世帯や障がい者が属する世帯などに対し1万円の灯油券を交付するもので、370世帯分を見込み計上しております。28節 繰出金 419万2000円の減は、国民健康保険特別会計で説明いたします。2目 老人福祉費 346万5000円の追加。19節 負担金補助及び交付金 54万8000円の追加は、日高中部広域連合に派遣しております2名の職員に係る人事院勧告に伴う人件費の補正。28節 繰出金 291万7000円の追加は、介護サービス特別会計で説明いたします。19ページに移ります。3目 後期高齢者医療費 960万6000円の減。19節 負担金補助及び交付金 817万6000円の減は、平成30年度負担金確定に伴う減額。28節 繰出金 143万円の減は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。4目 地域包括支援センター費 296万8000円の追加。2節 3節 4節 は人事院勧告に伴う人件費の補正。13節 委託料 284万4000円の追加は、生活支援体制整備事業委託料で、介護支援法の改正により平成30年度末の配置が義務付けられ、社会福祉協議会に配置をいたしました生活支援コーディネーターの人件費において、社協内部の人事配置換えにより係長職を生活支援コーディネーターに位置付け、コーディネーターとして採用予定だった者を社協事務職員としたことによる人件費の差額等による増額であります。8目 国民年金費 45万1000円の追加は、国民年金法の改正に伴う国民年金システムの改修による委託料で、全額国庫補助となります。20ページに移ります。2項 児童福祉費 2目 児童福祉施設費 82万8000円の追加。2節 3節 4節 子育て支援センター職員に係る人事院勧告に伴う人件費の補正。19節 負担金補助及び交付金 79万円の追加は、子ども子育て支援法に基づきマーガレット認定こども園、静内幼稚園に対し支払う施設型給付費で、施設利用児童数の増加及び算定基礎となる公定価格の改訂に伴い増額となるものであります。23節 償還金利子及び割引料

1万1000円の追加は、平成29年度分一時預かり事業に係る子ども子育て支援交付金の返還金で、利用児童数の減少に伴い補助基準額が減少し、概算交付を受けていた交付金を返還するものであります。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費 33万円の減。2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費 は人事院勧告及び職員の育児休業に伴う人件費の補正。19節 負担金補助及び交付金 94万円の追加は、新ひだか町立静内病院婦人科運営負担金の平成29年度決算が確定したことに伴い増額となるものであります。21ページに移ります。3項 水道費 2目 簡易水道費 126万7000円の減は、簡易水道事業特別会計で説明いたします。5款 農林水産業費 1項 農業費 1目 農業委員会費 10万9000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正。2目 農業総務費 65万7000円の減。2節 3節 4節 は人事院勧告に伴う人件費の補正及び世帯区分の変更等に伴う各種手当の調整。19節 負担金補助及び交付金 98万9000円の減は、野菜促成栽培施設整備事業補助金の事業勘定に伴う執行残で、見積もり合わせの結果に伴う残額であります。22ページに移ります。3目 農業振興費 7万4000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正。4目 畜産業費 124万円の追加は、軽種馬事業上場促進事業補助金において、今年度より補助単価を30日以上預託した1歳馬1頭あたり3万円、60日以上預託した2歳馬1頭あたり5万円とし、1歳馬200頭、2歳馬7頭分を計上しましたが、実績において1歳馬が43頭増の243頭、2歳馬が1頭減の6頭となったことから不足分を増額するものであります。5目 牧野管理費 39万2000円の減。2節 3節 4節 は、人事院勧告のほか職員の退職に伴う人件費の調整です。11節 需要費 146万7000円の追加。消耗品費 35万8000円の追加は、作業機械修理に伴うボルト、ナット等の消耗品の購入費。燃料費 78万6000円の追加は、燃料単価高騰に伴う牛舎、肥育センター等の暖房用灯油代の増額。修繕料 32万3000円の追加は、作業用ダンプに係る荷台の修繕料の増額。19節 負担金補助及び交付金 6万1000円の追加は、預託牛の入牧頭数の増加に伴うヨーネ病自主検査対策補助金の増額で、当初170頭の見込みのところ234頭の実績となったものであります。23ページに移ります。2項 林業費 1目 林業振興費 5万2000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正。3項 水産業費 1目 水産業振興費 27万5000円の減。2節 3節 4節 は、人事院勧告に伴う人件費の補正。19節 負担金補助及び交付金 30万6000円の減は、漁業者漁具整備事業補助金で高齢化等による規模縮小に伴う漁具購入の縮小による減額で、当初10経営体を見込んでいたところ8経営体の実績となったもの。24ページに移ります。6款 商工費 1項 商工費 2目 観光費 220万8000円の減。2節 3節 4節 は、人事院勧告に伴う人件費の補正。8節 報償費 11節 需要費 14節 使用料及び賃借料 19節 負担金補助及び交付金 は、主に本年6月末で解雇となった地域おこし協力隊1名に係る活動費の減額であります。25ページに移ります。7款 土木費 1項 道路橋梁費 1目 道路橋梁総務費 12万円の減は、13節 委託料 で、いずれも事業完了に伴う入札執行残であります。2目 道路維持費 332万6000円の追加は、町道美宇若園線に係る道路用地確定測量

業務委託料で、現在芽呂地区において道営農道保全事業により道路用地測量を実施しているところではありますが、この業務に併せて町が借地している道路用地分の地籍測量図を作成するもので、町の借地分につきましては来年度町が用地買収を実施しなければならないことから、今回地籍測量図の作成を実施するものであります。3目 道路新設改良費 1212万6000円の減。2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費 は、人事院勧告に伴う人件費の補正。15節 工事請負費 1241万2000円の減。道路改良舗装工事123万2000円の減は、事業確定に伴う入札執行残。新冠市街地線1号支線道路改良工事1118万円の減は、国の予算配分の削減による減で、当初130メートルの改良、324メートルの舗装を計画しておりましたが、90メートルの改良となったものであります。2項 河川費 1目 河川総務費 10万4000円の減は、13節 委託料 で事業確定に伴う入札執行残であります。26ページに移ります。3項 住宅費 1目 住宅管理費 306万6000円の減。2節 3節 4節 は、人事院勧告に伴う人件費の補正。11節 需要費 122万8000円の追加は、燃料単価高騰に伴う公用車燃料費の増額及び公営住宅に係る修繕料の不足に伴う増額であります。19節 負担金補助及び交付金 432万5000円の減は、省エネ改修・バリアフリー改修、耐震工事等に対し50%、100万円を限度として補助いたします住宅リフォーム助成金で、10件分を計上しておりましたが6件の実績となったことによる減額であります。2目 住宅建設費 103万円の減。2節 3節 4節 は、人事院勧告に伴う人件費の補正。15節 工事請負費 113万4000円の減は、事業確定に伴う入札執行残であります。27ページに移ります。4項 下水道費 1目 下水道整備費 1459万5000円の減は、下水道事業特別会計で説明いたします。8款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費 150万5000円の減。日高中部消防組合本部経費負担金132万5000円の減は、主に消防本部職員の人事異動に伴う人件費の減。支署経費負担金18万円の減は、主に人事院勧告に伴う支署職員の人件費の増。燃料単価高騰に伴う燃料費の増、正副団長及び新入団員の制服購入費の増額のほか、工事請負費及び備品購入費の入札執行残、前年度繰越金の予算化等により18万円を減額するものであります。2目 災害対策費 98万1000円の減は、15節 工事請負費 で、老朽化に伴う節婦避難階段改修工事の事業確定に伴う入札執行残であります。28ページに移ります。9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費 382万6000円の減。1節 報酬 20万8000円の減は、新規外国語指導助手に係る報酬で当初7月採用の予定が幹旋元の都合により8月採用となったことによるものであります。2節 3節 4節 は人事院勧告に伴う人件費の補正。7節 賃金 13万7000円の減は、朝日小学校の複式学級解消のための臨時教職員の退職補助に伴う賃金の差額を減額するもの。19節 負担金補助及び交付金 22万1000円の追加。退職手当組合負担金6万4000円及び福祉協会負担金3000円の追加は人事院勧告に伴う補正。教育振興補助金15万4000円の追加は、新冠中学校卓球部が今月末に札幌市で開催される道新杯北海道中学選抜卓球大会に出場するための関係経費を補助するもの。21節 貸付金 427万2000円の減は、奨学金申込者の

減少による減額で、当初大学・短大23名、高校9名の32名を見込んでおりましたが、大学17名、高校7名の24名の実績となったもの。4目 児童生徒輸送費 96万6000円の追加は、11節 需要費 で、燃料単価高騰に伴うスクールバス燃料費の増額であります。29ページに移ります。2項 小学校費 1目 学校管理費 94万1000円の追加は、11節 需要費 で、燃料単価高騰による暖房用灯油代の増額。3項 中学校費 1目 学校管理費 180万1000円の追加。7節 賃金 48万2000円の減は、中学校事務生の退職補充に伴う賃金の差額を減額するもの。11節 需要費 228万3000円の追加は、燃料単価高騰及び使用料の増に伴う暖房用灯油代の増額。30ページに移ります。4項 認定こども園費 1目 認定こども園費 295万5000円の追加。2節 3節 4節 は、人事院勧告及び産休職員に伴う人件費の調整です。7節 賃金 47万4000円の減。事務筆耕賃金78万8000円の減は、事務職員の人事異動に伴う減額。代替保育士賃金31万4000円の追加は、保育士の産休に伴う代替保育士に係る賃金の追加。11節 需要費 145万8000円の追加。光熱水費98万8000円の追加は、園児数の増加に伴う電気使用量の増加によるもの。修繕料47万円の追加は、通園バスのミッショントランスファーの交換修理により修繕料が不足することから増額するもの。13節 委託料 247万2000円の追加は、園児の増加により給食委託に係る食材費が不足することから増額するもの。31ページに移ります。5項 社会教育費 1目 社会教育総務費 27万3000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の補正。2目 レ・コード館事業推進費 74万2000円の追加。7節 賃金 20万2000円の減は、レ・コード館ガイド等臨時職員7名分の賃金を計上しておりますが、新規採用者2名に係る通勤手当の減及び年度途中による退職及び補充のズレによる期末手当の減額。11節 需要費 142万円の追加は、燃料単価高騰に伴うレ・コード館暖房用灯油代の増額。13節 委託料 47万6000円の減は、清掃業務委託に係る入札執行残。6目 青年の家費 15万5000円の追加は、11節 需要費 で、燃料単価高騰に伴う青年の家暖房用灯油代の増額。7目 町民センター費 21万1000円の追加は、11節 需要費 で、燃料単価高騰に伴う町民センター暖房用灯油代の増額。32ページに移ります。6項 保健体育費 1目 保健体育総務費 5万8000円の追加は、人事院勧告による人件費の補正。2目 体育施設費 57万7000円の追加は、11節 需要費 で燃料単価高騰に伴うスポーツセンター及び節婦体育館暖房用灯油代の増額。7項 学校給食費 1目 学校給食費 11万3000円の追加は、11節 需要費 で燃料単価高騰に伴う各学校給食室暖房用灯油代の増額。11款 公債費 1項 公債費 1目 元金 95万2000円の追加及び 2目 利子 247万2000円の減は、平成19年度及び平成20年度に借入をした臨時財政対策債が借入れ条件であります借入から10年を経過した時点で利率が見直されるもので、当初19年度借入分が1.50%、20年度借入分が1.30%の利率が見直し後0.01%となり、利子総額で1485万3740円の減額となるものですが、元利均等払いのため当初は元金償還額が増加となりますのであります。次に、歳入の説明をいたしますので、8ページをお開き願います。12款 使用料

及び手数料 1項 使用料 4目 農林水産業使用料 122万3000円の減は、牧野使用料で秋季退牧頭数の増加による使用料の減額。入牧頭数は当初より増加したことから、9月定例会において増額補正したところでありましたが、秋に向けた早期退牧が多かったため利用日数を下回ったことから減額となったものであります。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金 314万9000円の追加。1節 社会福祉費国庫負担金 283万4000円の追加。国民健康保険基盤安定費負担金48万1000円の減額は、国保税の軽減分について一般会計からの繰入れに対し、保険者支援分として繰入額の2分の1を国が負担するもので、実績見込みにより減額をするもの。自立支援医療費更正医療負担金331万5000円の追加は、障がい者の社会活動への参加を援助するために行われる医療で、人工透析や腎臓、肝臓機能障害ほか7項目の障害種別に係る医療が対象となり、対象経費の2分の1を国が負担するもので、医療費の増に伴う増額。2節 児童福祉費国庫負担金 31万5000円の追加は、子ども子育て支援法に基づき、マーガレット認定こども園、静内幼稚園に対し町が支払う施設型給付費に対する国庫負担金で、施設利用児童数の増加及び算定基礎となる公定価格の改訂に伴い増額となるもの。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金 800万円の減は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、街路灯のLED化を促進するための調査委託料に係る補助金であります。平成29年度からの継続事業以外は補助対象外とされたことにより、当該事業に予定していた調査業務を実施しないことになったことによる減額であります。2目 民生費国庫補助金 11万3000円の追加は、障がい者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い改修する障がい者福祉システム改修費の2分の1が国庫補助金として交付されるもの。4目 土木費国庫補助金 992万3000円の減。1節 道路橋梁費国庫補助金 747万1000円の減は、新冠市街地線1号支線道路改良工事に対する国の予算配分の削減による減額。2節 住宅費国庫補助金 245万2000円の減は、住宅リフォーム助成金申請件数の減及び節婦ふれあいタウン改修工事に係る入札執行減による減額。9ページに移ります。3項 国庫委託金 2目 民生費国庫委託金 45万1000円の追加は、国民年金法の改正に伴う国民年金システムの改修に対し全額国庫交付されるもの。14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金 172万8000円の減。1節 社会福祉費道負担金 188万5000円の減。国民健康保険基盤安定費負担金266万4000円の減額は、国保税の軽減分について一般会計からの繰入れに対し、保険者支援分として繰入額の4分の1を、また保険税軽減分として4分の3を道が負担するもので、実績見込みにより減額するもの。自立支援医療費更正医療負担金154万円の追加は、障がい者の社会活動への参加を援助するために行われる医療に対し対象経費の4分の1を道が負担するもので、2名の透析患者の増に伴う医療費の増による増額。2節 後期高齢者医療基盤安定費負担金 76万1000円の減は、保険料の軽減分について一般会計からの繰入れに対し繰入額の4分の3を道が負担するもので、平成30年度負担金の額確定に伴う減額。2節 児童福祉費道負担金 15万7000円の追加は、子ども子育て支援法に基づき支払われる施設型給付費に対する道負担金で、施設

利用児童数の増加及び算定基礎となる公定価格の改訂に伴い増額となるものであります。

2項 道補助金 2目 民生費道補助金 10万2000円の追加は、2節 児童福祉費道補助金 で、子ども子育て支援法に基づき町が支払う施設型給付費に対する町補助金、施設利用児童数の増加及び算定基礎となる公定価格の改訂に伴い増額となるもの。10ページに移ります。

3項 道委託金 1目 総務費道委託金 339万1000円の追加。4節 統計調査費道委託金 13万6000円の減は、指定統計調査に係る交付金の確定に伴う減額。

5節 選挙費道委託金 352万7000円の追加は、来年4月7日に執行が予定されております北海道知事北海道議会議員選挙に係る今年度分の経費全額を計上するもの。

16款 寄付金 1項 寄付金 2目 指定寄付金 175万1000円の追加は、1法人、4個人からのふるさとづくり指定寄付金を計上するもの。

17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 ふるさとづくり基金繰入金 556万7000円の減は、野菜促成栽培施設整備事業補助金、漁業者漁具整備事業補助金及び奨学金貸付事業における事業費の減により繰入金を減額するもの。

3目 財政調整基金繰入金 171万4000円の減は、財源調整のため繰り戻すものであります。11ページに移ります。

19款 諸収入 3項 貸付金元利収入 5目 奨学金貸付金元金収入 378万4000円の追加は、奨学金の一括返還等による増額。

4項 雑入 5目 雑入 42万1000円の追加。牧野預託者負担金36万円の減は、早期退牧に伴い伝染病予防薬剤等の負担金が減となったもの。

いきいきふるさと推進事業助成金25万円の追加は、日高厚賀インターチェンジが開通したことを契機に交流人口を拡大し、地域活性化に繋げるための事業を行うため管内各町が50万円ずつ負担している優駿日高道オール日高魅力発信事業に対し、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金が決定となり、各町負担金の2分の1が助成されるもの。

まちづくり・人づくり推進交付金53万1000円の追加は、全国自治協会が行う公有建物及び自動車損害保険事業の収益金の一部をまちづくりや人材育成等の推進を目的に北海道町村会を通じ町村に交付されるもの。

5項 受託事業収入 1目 受託事業収入 284万4000円の追加は、広域連合から委託される地域支援事業に係る介護予防地域支援事業受託事業収入で、生活支援コーディネーターの人件費の差額等による増額であります。12ページに移ります。

20款 町債 1項 町債 3目 土木債 410万円の減。

2節 道路整備事業債 380万円の減は、新冠市街地線1号支線道路改良事業債で、社会資本整備総合交付金事業により年次計画で実施している道路改良に係る公共事業等債で、国の予算配分の削減による減額。

3節 公営住宅建設事業債 30万円の減は、地域住宅整備事業債で社会資本整備交付金事業により年次計画で実施しております節婦ふれあいタウン改修事業に係る公営住宅建設事業債で、入札執行に伴う減額。

4目 消防債 110万円の減は、節婦避難階段改修事業債で老朽化に伴う節婦避難階段の改修工事に対する緊急防災減災事業債で、入札執行に伴う減額です。

以上、議案第40号 平成30年度新冠町一般会計補正予算の提案内容を説明いたしました。ご審議を賜り、原案通り決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第19 議案第41号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算

日程第20 議案第42号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第19 議案第41号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算 日程第20 議案第42号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第41号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。この度は、第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4426万3000円にしようとするものでございます。この度の補正の主な理由は、人事院勧告に伴う人件費の増、工事請負費1件の追加、委託費及び工事請負費の事業費確定に伴う減であります。事項別明細書の歳出より説明いたしますので、6ページをお開き願います。3 歳出 1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 3万2000円の追加。2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費 19節 負担金補助及び交付金 は、人事院勧告による人件費の補正。2款 1項 いずれも 施設費 1目 維持費 79万1000円の追加。11節 需要費 90万円の追加は、各施設の電気料金の値上げに伴う追加。13節 委託料 33万7000円の減額は、新冠節婦地区管路図面作成業務委託のほか、2件の業務委託の入札執行残です。15節 工事請負費 35万8000円の追加は、メーター機交換取付工事、高江地区水道移設補償工事等の入札執行残と表示板の故障が原因で、製造より10年を経過しているため部品の供給が不可能であり、同等品への交換が必要となったことから共栄浄水場薬液注入用タッチパネル修繕工事について執行残を使用し、不足分について追加したものであります。19節 負担金補助及び交付金 13万円の減額は、高江地区水道管補償工事に伴うNTT柱の移設費を計上しておりましたが、開発局の方で手続きを行っていただいたことによりまして不要となりましたので減額するものです。次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開き願います。2 歳入 2款 繰入金 1項 1目 1節 いずれも 一般会計繰入金 126万7000円の減額。事業費の確定によるものでございます。3款 1項 1目 1節 いずれも 繰越金 287万4000円の追加は、前年度繰越金の全額を予算化したものです。4款 諸収入 2項 1目 1節 いずれも 雑入 78万4000円の減額。高江地区水道管移設補償工事の確定及びNTT柱移設が不要となったことの減額です。以上、議案第41号 平成30年度簡易水道特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第42号の提案理由を申し上げますので、お開き願います。議案第42号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。1ページをお開き願います。この度は、第2回目の補正となります。歳入歳出予算の補正 第

1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4596万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8716万8000円にしようとするものです。この度の補正の主な理由は、人事院勧告に伴う人件費の増、委託費及び工事請負費の事業費確定に伴う減であります。地方債の補正がありますので、3ページをお開き願います。2表 地方債補正 変更です。起債の目的は変更ございません。限度額2870万円を建設費における事業費の確定に伴い1410万円を減額し、1460万円に変更しようとするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。事項別明細書の歳出より説明いたしますので、7ページをお開き願います。3 歳出 1款 1項 いずれも下水道費 1目 一般管理費 20万円の追加。2節 給料 3節 職員手当等 4節 共済費 19節 負担金補助及び交付金 は、人事院勧告に伴う補正。11節 需要費 7万6000円の追加は、公用車の燃料価格の高騰により燃料費の不足が生じるものです。27節 公課費 4万8000円の追加は、平成28年度分消費税深刻に伴い課税標準額が決定し、予定納税分に不足が生じたものです。2目 施設管理費 644万4000円の減額。19節 負担金補助及び交付金 644万円の減額は、新ひだか町にて汚水処理するための公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく同町への維持管理費負担金決定に伴うものです。3目 下水道建設費 3969万1000円の減額。13節 委託料 35万6000円の減額は、新冠町下水道ストックマネジメント計画策定業務の入札執行残。15節 工事請負費 3801万2000円の減額は、汚水幹線工事としまして東町マンホールポンプ場機会電気設備改築工事、新冠ポンプ場耐震補強及び外部改修工事の入札執行残と国からの交付金内示額の大幅な削減でございます。汚水枝線工事としまして、公共汚水枡設置工事の入札執行残です。19節 負担金補助及び交付金 132万3000円の減額は、新ひだか町にて汚水処理するための公の施設の使用に関する協定書第5条に基づく同町への建設負担金決定に伴うものです。2款 1項 いずれも 公債費 2目 利子 2万5000円の減額。23節 償還金利子及び割引料 2万5000円の減額は、長期債償還利子の平成29年度借入起債の利率が確定したものです。次に、歳入について説明いたしますので、6ページをお開きください。2 歳入 2款 1項 いずれも 国庫補助金 1目 1節 いずれも 下水道費国庫補助金 1932万8000円の減額。国の交付金配分の削減及び建設費における事業費の確定に伴うものです。3款 繰入金 1項 1目 1節 いずれも 一般会計繰入金 1459万5000円の減額。事業費の確定に伴うものです。4款 1項 1目 1節 いずれも 繰越金 206万3000円の追加。前年度繰越金の全額を予算化したものです。5款 1項 いずれも 町債 1目 1節 いずれも 下水道費 1410万円の減額。国の交付金配分の削減及び建設費における事業費の確定に伴うものです。以上、議案第42号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第21 議案第43号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算

日程第22 議案第44号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 議案第43号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 日程第22 議案第44号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。鷹觜保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹觜寧君） 議案第43号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。1ページをお開きください。今回の補正予算は3回目の補正でございます。平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次の通り定めようとするものでございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2217万2000円とするものでございます。今回の補正は、平成30年度の国交付金算定に係るシステム改修費で、国保連合会への負担金の補正及び平成29年度の高額医療費共同事業負担金の精算に伴う国と道への償還金の補正でございます。補正内容につきまして、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款 総務費 1項 総務管理費 2目 連合会負担金 補正額27万円の追加。19節 負担金補助金及び交付金 の補正でございますが、国保連合会への負担金のうち国保事業報告システム改修経費で、平成30年度の国交付金算定に係る改修内容となっております。なお、補正額の全額を道特別調整交付金として歳入予算に計上してございます。8款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 3目 償還金 37万2000円の追加。23節 償還金利子及び割引料 の補正でございますが、国庫負担金補助金等精算返納金18万6000円及び道負担金補助金精算返納金18万6000円は、平成29年度の高額医療費共同事業負担金に係る精算分でございます。この共同事業は、平成30年度国保都道府県により廃止されておりますので、最終の精算分となります。続きまして歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。6款 道支出金 1項 道負担金 1目 保険給付費等交付金 補正額27万円の追加。2節 保険給付費等特別交付金 の補正でございますが、歳出に予算計上いたしました連合会負担金の全額が交付されるものでございます。7款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金 補正額419万2000円の減額。1節 保険基盤安定繰入金国保税経営分 の補正でございますが、低所得者に係る保険税の軽減分を一般会計から負担するもので、今年度の繰入額確定による補正でございます。8款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金 補正額456万4000円の追加。1節 繰越金 の補正でございますが、歳入歳出の財源不足額を保留財源4732万4000円より予算化するものでございます。これにより、保留財源は4276万円となります。

続きまして、議案第44号の提案理由をご説明いたしますので、議案をお開き願います。議案第44号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算につきまして、提案理由をご説明いたします。1ページをお開きください。今回は1回目の補正でございます。平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次の通り定めようとするものがございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7475万8000円とするものがございます。今回の補正でございますが、歳出の主なものとは後期高齢者医療システム改修費用の補正と、広域連合への納付金の補正でございます。歳入につきましては、前年度繰越金と歳出に関連する補正となっております。それでは、補正内容を歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。1款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費 120万2000円の追加。13節 委託料 後期高齢者医療システム改修委託料 でございますが、平成31年度からの保険料軽減特例の見直しに係るシステム改修費用でございます。なお、費用の全額を国補助金にて歳入予算計上してございます。2款 1項 1目 いずれも 後期高齢者医療広域連合納付金 113万9000円の減額。19節 負担金補助及び交付金 の事務費負担金34万5000円の減額、保険料負担金22万1000円の追加、保険基盤安定分負担金101万5000円の減額はいずれも後期高齢者広域連合からの通知による補正でございます。続きまして歳入についてご説明いたしますので、5ページをお開き願います。3款 繰入金 1項 一般会計繰入金 1目 事務費繰入金 41万5000円の減額。1節 事務費繰入金 は、一般会計からの事務費繰入れの減額でございます。2目 保険基盤安定繰入金 101万5000円の減額。1節 保険基盤安定繰入金 は、広域連合からの確定通知によるものです。4款 1項 1目 いずれも 繰越金 29万2000円の追加。1節 前年度繰越金 は、平成29年度からの繰越金でございます。6款 国庫支出金 1項 国庫補助金 1目 国庫補助金 120万1000円の追加。1節 後期高齢者医療制度円滑運営費補助金 は、歳出で予算計上いたしました後期高齢者医療システム改修に係る費用でございます。以上が、議案第43号及び第44号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案の通りご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第23 議案第45号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第23 議案第45号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。山谷老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（山谷貴君） 議案第45号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由について、ご説明申し上げます。1ページをお開きください。平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算、この度は3回

目の補正でございます。歳入歳出予算の補正 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ764万8000円を追加、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4758万円としようとするものでございます。この度の補正は、新たに採用いたしました正職員の人件費ならびに人事院勧告に伴う人件費の補正、燃料単価の引き上げによります燃料費の補正、ショートステイ利用に係る稼働率の上昇に伴います賄い材料費ならびに利用者負担費の補正でございます。事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、7ページをお開きください。3 歳出 1款 総務費 1項 一般管理費 1目 施設介護サービス事業費 699万3000円の追加は、2節 給料 から 19節 負担金補助及び交付金 は、新たに採用いたしました職員2名の人件費ならびに人事院勧告に伴います人件費の補正。11節 需要費 156万7000円の追加は、燃料単価引き上げによります燃料費の増額によるものでございます。2目 短期入所生活介護事業費 65万5000円の追加。2節 給料から 19節 負担金補助及び交付金 ショートステイの事業運営で予算措置しております職員1名の人事院勧告に伴う人件費の補正。11節 需要費 59万6000円の追加は、燃料単価引き上げによる燃料費29万1000円の増。ショートステイ利用者の増加に伴います賄い材料費30万5000円の追加となっております。次に、歳入について説明申し上げますので、5ページをお開きください。2 歳入 1款 サービス収入 1項 介護給付費収入 2目 居宅介護サービス費収入 1節 短期入所生活介護費収入 321万1000円の追加は、ショートステイ利用者のうち要介護の利用者に係る法定費用の介護報酬9割分の収入として280万4000円、要支援の利用者が対象となる介護予防の収入として40万7000円。2項 1目 1節 いずれも 自己負担金収入 111万2000円の追加は、ショートステイ利用者に係る介護報酬予防給付の自己負担1割分と食費居住費の自己負担分の収入となっております。3項 特定介護サービス費収入 2目 居宅特定介護サービス費収入 1節 短期特定入所者介護サービス費収入 40万8000円の追加は、ショートステイ利用者の食費居住費に対し、収入階層ごとの個人負担限度額と国の基準費用額との差額が補足給付されるものでございます。6ページに移ります。2款 繰入金 1項 1目 1節 いずれも 一般会計繰入金 で、297万1000円の追加は、歳入歳出予算補正額の差額を増額するものでございます。以上が、議案第45号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第24 議案第46号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（芳住革二君） 日程第24 議案第46号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 を議題といたします。提案理由の説明を求めます。杉山診療所事務長。

○診療所事務長（杉山結城君） 議案第46号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療

所事業特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。議案の1ページをご覧ください。平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算、今回は第2回目の補正となります。第1条 歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ186万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6231万1000円にしようとするものであります。この度の補正の主な内容は、人事院勧告による人件費の補正、燃料費重油単価の高騰に伴う予算の補正であります。それでは、事項別明細書歳出より説明いたしますので、6ページをお開きください。1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費 55万3000円の追加。2節 給料 から 4節 共済費 及び 19節 負担金補助及び交付金 は、事務正職員2名の人事院勧告による人件費の補正です。11節 需要費 63万6000円は、施設の暖房ボイラー、給湯ボイラーの燃料であります重油単価の高騰により予算不足が見込まれますので予算補正をするものです。次のページをお開きください。2款 1項 1目 とともに 医業費 131万1000円の追加。2節 給料 から 19節 負担金補助及び交付金 は、正職員の医師3名、看護師18名、医療技術者2名、合計23名に係る人事院勧告による人件費の補正。さらに、本年第2回定例会において、入院病床の再開に伴う看護師等の人件費の追加補正を提案、議決をいただいておりますが、正式採用前の職員人件費を概算により積算しておりましたので、人件費の確定に伴い今回併せて補正をするものであります。次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。6款 1項 1目 とともに 繰越金 186万4000円の追加。歳出事業費の増加に伴い、前年度繰越金の一部を追加補正するものであります。以上が、議案第46号の提案理由でございます。ご審議を賜り、提案通りご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（芳住革二君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（芳住革二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

（散会 14：01）

以上、会議の顛末は書記が記録したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

新冠町議会議長

署名議員

署名議員